

# 平成30年度事業計画

## I 法人

### 【経営理念】

1. 地域・社会に頼りにされ、皆が集える大樹となって地域・社会を守っていただける様な法人になることを目指す。
2. 利用者の心身において支援が必要な部分を自己決定に基づいた支援を原則として、『人間性に関する尊厳』をいささかも制限されない様な支援をさせて頂き悔いの無い老後の人生を全うして頂く。
3. 自分の所属する法人が地域・社会に認められ、組織から自分の持てる能力が評価され、その功績が利用者の満足に繋がる支援ができる。
4. 地域・社会から信頼される社会福祉事業を経営展開することは当然の責務とし、これに加えて効率性のみにとらわれず法制度化されていない狭間の支援にも積極的に取り組む。

### 【基本方針】

『明るく』『楽しく』『和やかに』

### 【モットー】

『気付きとそうぞう（想像・創造）』

### 【当面目標】

自分や家族・親族が入所したいと思える施設を目指す。

### 【重点目標】

#### 1. 予算管理の取組

予算書に基づく事業支出実績を翌月末までに把握し、その差異の原因究明をして対策検討実施する。予算書に基づく事業収入実績に於いては現状通りレセプト実施後の翌月中旬までに把握し、その差異の原因究明し対策を検討実施する。事業収支の動向を把握し予算管理に努める。

#### 2. 社会福祉法人としての社会貢献の取組

- ①平成30年度10月頃完成予定の地域コミュニティーカフェを一般開放して、地域交流に向けて有効活用に努める。
- ②地域住民に向けて施設行事への参加発信や地域行事への協力体制の確保と積極的参加に努める。
- ③利用者関係者の家族外出支援の一環として施設保有車両の貸出の実施。  
(借受者の任意保険に於いて他車特約加入が条件)

#### 3. 介護の基本方針

- ①残存機能を活かした援助と体調異常の早期発見、早期対応により、施設でのより安心して充実した暮らしが出来る様に支援することに努める。

②認知症ケア・看取りケアに重点的に取組み、利用者様・家族様に西神の里に入所してよかったと思って頂ける介護を目指す。

③介護保険制度における自立の概念は『ADLの向上を重視した自助的自立（身体の機能に対する訓練を重視する）』と『QOLの向上を重視した依存的自立（孤立感を軽減し意欲を引き出す様な取組みを重視する）』に二分類されるが、公費が投入された介護保険制度では自助的自立に期待されるところは大きいのが現状である。

ケアプラン会議にて両方の自立を目指すか一方の自立を目指すかを十分検討し、特に疾病等による身体機能の改善が見込みにくい利用者様に依存的自立に向けた**介護者と利用者様による伴走型介護**の取組みを実施し、その結果として意欲改善に伴うADLの向上を目指す。

④利用者様にとっての善悪を一番に考え職員同志の人間関係を優先した悪を黙認した職場の気風を排除して、お互いに注意し合え、お互いに褒め合える職場の気風を目指す。

#### 4. 人事考課規程の効果的活用に向けた取組

職員一人一人のモチベーションを向上させ『**進んで仕事に取り組む職場**』となる様に取組み施設全体のレベルアップを目指す。

#### 5. 職員の定着に向けた取組

**魅力ある職場づくり**を目標として平成29年度より立ち上げた**ワクワク委員会**を職員の慰安や懇親・仲間づくりの為の飲食会だけに留まらず、そこに参加した職員一人一人が一助を担い成し遂げられる様な創造により、団結力や結束力の喜びを感じ高い志を持てる様な職員像を目指す。

#### 6. 高齢者生活福祉センターの特養事業への移行

神戸市の方針と法人の事業変更の申出により平成23年度より当センターの事業廃止方針決定し、新規入所者の受け入れを中止して当初は概ね5年後（平成27年度末）の廃止を目標としていたが在住者が有ることで暫定的に平成28年度、29年度と廃止時期の延期が行われてきました。

しかし平成29年度9月に段階的廃止の方針決定がなされ平成30年3月現在に於いても7名の在住者がありますが、平成30年5月を目途に3名の特養入所を実施して高齢者生活福祉センター定員を20名から4名に縮小して、特養化に向けた改修工事と一部増築工事が平成30年5月中旬頃に工事開始予定をしている。完成は概ね4ヶ月の工期で9月中旬を目途にしています。

今回の第一期工事で、4人部屋2室・3人部屋2室・1人部屋6室の完成とこの入所者の為の食堂兼機能訓練室及び入浴室・**地域交流室**が完成する予定です。

第二期工事としては、4名の入所者が全て特養入所等により高齢者生活福祉センターを退所した後に全面的事業廃止として時期は未定であるが工事実施を予定しています。

全面的工事が完了すれば、1人部屋8室・2人部屋2室・3人部屋3室・4人部屋3室で合計33床の増床予定をしています。

#### 7. 地産地消と取り入れた美味しい食事提供に向けた取組み

平成26年度より取組んで来た地産地消は、JA兵庫六甲岩岡支店を窓口として野菜・米を中心に現在消費率70%まで達成しています。しかし、全体食材に占める割合は50%を満たす程度です。今後、地産地消を更に進めていく上で**魚類・肉類の消費率**を上げて行くことが課題となっています。

地産地消が食事提供における最終目的ではなく**美味しい食事提供**をすることが真の目標であることより、地産食材・国産食材を取り入れつつ**外国産**であっても**安心安価で美味し食材**も取り入れ、更には**見た目の美味しさ**を追求して**盛り付け・食器（陶器）**の工夫を並行して取組んでいきます。

### 【理事会の開催】

1. 第1回理事会（6月上旬頃） 平成29年度事業報告・決算報告承認
2. 第2回理事会（11月下旬頃） 上半期事業計画報告・予算執行状況報告
3. 第3回理事会（H31年3月中旬）平成31年度事業計画・予算承認
4. その他必要時開催

### 【評議員会の開催】

1. 第1回評議員会（6月末頃） 平成29年度事業報告、決算報告承認
2. 第2回評議員会（H31年3月中旬）平成31年度事業計画・予算承認
3. その他必要時開催

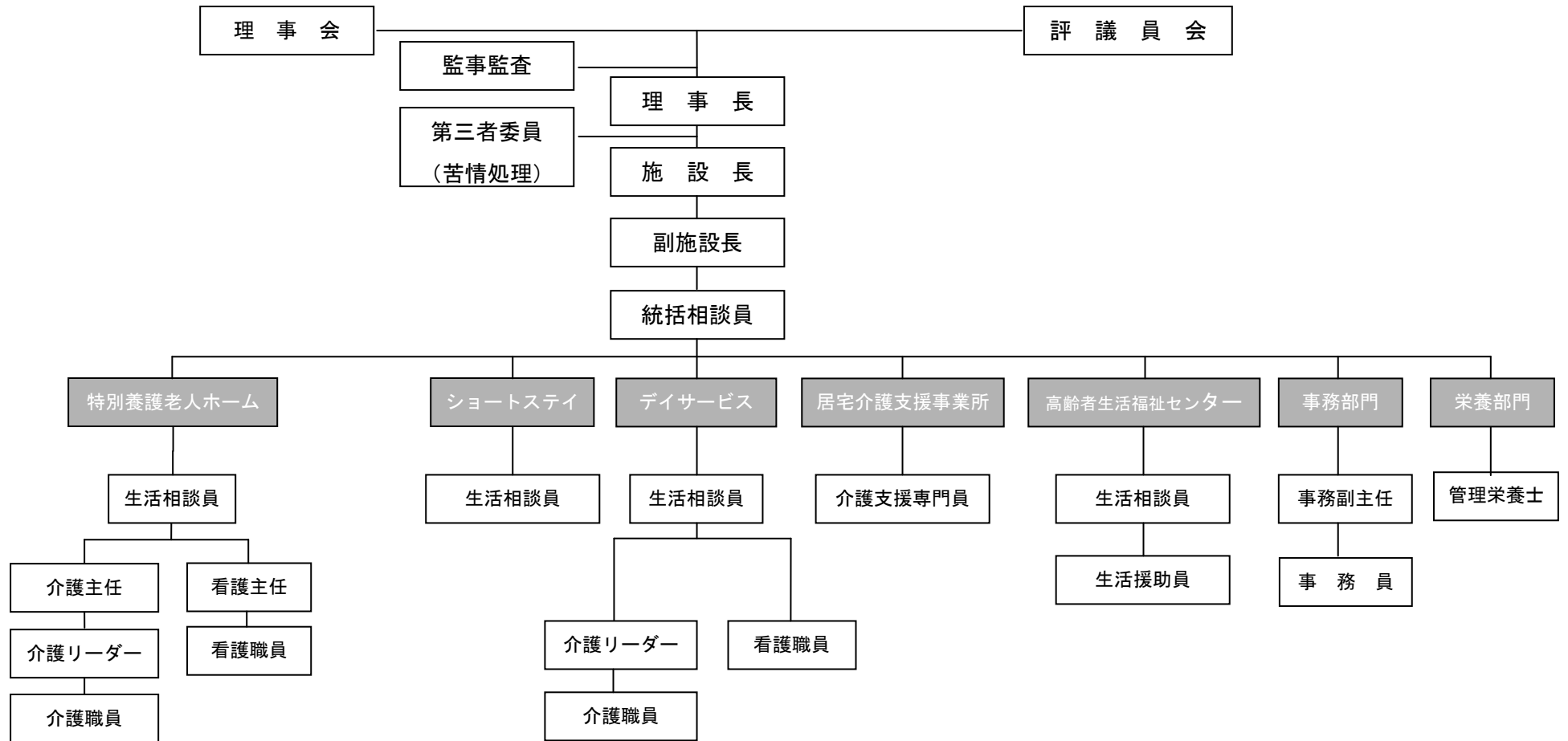
### 【監事監査の開催】

旧監事監査（5月下旬頃） 平成29年度事業監査

### 【役員構成】

理事	理事長		藤原 俊昭
	施設長	特定理事 業務執行理事	木村 学司
			松井 年孝
			小西 阿佐男
			岡田 幸男
			木村 和恵
評議員		杉尾 ユカリ	
		横山 孝美	
		田中 安幸	
		濱口 正博	
		木村 良明	
		敦見 泰子	
		青木 秀太郎	
監事			大野 秀朋
		特定監事	松井 浩光

# 組 織 図



## Ⅱ 特別養護老人ホーム

### 1. 重点目標

(1) 平成29年度の稼働率は98.8%と目標稼働率99%を達成することができませんでした。引き続き平成30年度も目標稼働率を99%とします。

(2) 平成30年度下半期には増床部分の新入所の受け入れを開始します。増床に伴う介護職員が増加となることを踏まえ、現在所属する職員を中心とした介護職員の管理職体制の見直しと強化を行います。現在の主任1名、副主任1名、リーダー2名から一期工事終了時には主任1名、副主任1名、リーダー4名へと体制を強化し、管理職6名にて職員の資質向上と統率を行うことにより増床への対応と新入職員への教育を行います。その後の二期工事終了後には主任1名、副主任1名、リーダー4名での更なる体制強化を行い、介護職員の資質向上と強化を図ります。

また、利用者様においても事前面接等の実施において家族様や各関係機関との連携を密に行い、入所時には混乱することなくスムーズに入所生活を送っていただけるようにし、安心した生活を送っていただけるようにします。

(3) 我々の職務はサービス業であることを念頭に利用者様の尊厳を保つことを使命として、特別養護老人ホームに入所されても可能な限り利用者様が望む生活を送っていただけるように専門性をもって支援していくことが使命であることから『支援してあげる』ではなく『支援させて頂いている』ということをお忘れず、安全で快適な生活の場の提供と生活の質の向上を目指します。

(4) サービスの質の向上を目指し、以下の点に取り組みます。

① 平成29年度には残念ながら不適切なケア（言葉遣いと通報義務）により神戸市介護指導課からの改善指導を受けました。指導内容は要介護者の人格を尊重し、職員の資質向上とサービスの質の充実を図る機会として高齢者虐待研修の開催の指導を受けました。内部研修を開催し、グループワークを通じて職員同士がお互いに注意し合える環境作りと正しい言葉遣いが当たり前であること、そして利用者様を守ることが我々の使命であることを再確認する機会としてより良いサービス提供ができる環境を全職員が作り上げるようにします。そして外部研修への積極的参加によるスキルアップを図る機会を設けるとともに外部研修を受講した職員による内部研修の開催により受講した内容の水平展開を図り、職員全体のスキルアップを目指します。

② 我々が提供するサービスが常にベストなのかを自分自身に問いかけ、気づきや配慮ができるスキルを身に付けることにより、満足の得られるサービスになるものであることを主任・副主任・リーダー職員が中心となり全職員に浸透させる接遇・マナー教育を行います。

③ 資格取得や研修参加の援助と有資格者による配置と資格取得後においても実

実践知識を常時継続的に補充できる体制の構築を作り上げることにより、職員のモチベーションの向上と利用者様へのサービス提供の充実を図ります。

- ④ 無駄を省き合理化を図る目的をもって、利用者様が主体となることを前提とした業務改善やコスト意識の定着を図り、進んで仕事に取り組む職場となるような体制の構築を目指します。

- (5) 利用者様の日頃の様子観察と各部門間の連携により利用者様各々の既往・現病の把握と健康管理の徹底を行い、異常の早期発見、早期対応にて施設内対応が可能となるような体制の構築を行い、施設での生活を可能な限り継続していただけるような体制の構築を目指します。また、入院加療が必要な利用者様には適切な医療を受けていただけるように関係機関と連携を図り、適切な医療を受けていただきます。そして退院後にも必要な通院加療にて病状が安定した入所生活を送っていただけるようにします。

## 2. 各委員会活動

### ① 身体拘束ゼロ委員会

- 利用者様の人権を尊重し、拘束をしない介護を検討してその内容を職員全体で意識統一して取り組みます。
- 言葉の拘束（スピーチロック）も身体拘束になることを認識して、職員間お互いに注意し合える職場環境づくりに取り組みます。
- 身体拘束をしないことを大前提としますが、安全性を確保する為にどうしても実施しなければならない場合には、身体拘束に対する必要性の説明と同意を得て、期間を定めその間の経過観察記録をもとに身体拘束解除に向けた検討を実施してその結果により継続及び中止の判断をします。

### ② 事故対策委員会

- 事故・ヒヤリハット報告書の集約データを作成し、そのデータを元に内部研修会の開催にて発生している時間帯や場所、内容についての傾向とその対応策を重点項目の目標値として未然に事故を防ぐよう引き続き実施していきます。
- 月に1度、事故委員会を開催し、ヒヤリハットや事故報告書の分析・検討を行います。事故の再発防止及び原因究明において何故そのような事態になったのか原因を探り、予防対策を検討、職員全体で周知徹底し実行します。そして同じ原因で同様の事故が再発しないように努めます。

### ③ 感染症対策・褥瘡予防委員会

- 感染症の最新情報の入手として神戸市保健所主催で実施している感染症対策特別講座を担当委員が研修会に参加し、その内容についての内部研修実施による全職員への水平展開を図ります。

- 神戸市保健所及び介護指導課発信の感染症の流行状況を把握し、その対応予防策の徹底を行うことにより感染症を防ぎます。
  - 褥瘡については現在褥瘡処置のある方の対応については継続して早期治癒を目指します。
  - 褥瘡になりそうな可能性のある方への対応方法としての予防策を委員会にて検討し、その対応策を全職員が徹底できるような体形を構築します。
- ④ 胃ろう・吸引安全管理委員会
- 2か月に1回程度の委員会にて胃瘻・吸引についての現状確認として委員会を開催し、個別対応について検討します。
  - 研修について経過措置での吸引・胃瘻業務実施可能者については看護師の指示、指導の元において随時実施するように計画します。
  - 兵庫県介護福祉士会実施による2号研修について受講していない職員へ積極的に受講していくように申請します。
  - 当事業所においては兵庫県登録特定行為事業者として登録し、登録番号281100036Aを受けています。また、特別養護老人ホームだけではなく、短期入所生活介護事業所も兵庫県登録特定行為事業者として登録しておりショートステイ利用者についても受け入れ可能な状態であることから受け入れを実施していきます。
- ⑤ 食事委員会
- 誤嚥などの事故を防ぎ、安全に食事が摂れるように利用者様一人一人に適した食事形態、自助具の使用、食事中の姿勢などの適宜見直しを行います。
  - 食事のイベントや変わりご飯等を提供し、食事を栄養としてだけでなく美味しく、楽しんで召し上がっていただけるように取り組んでいきます。
  - 可能な限り経口摂取、自力摂取が続けられるように多職種と連携して取り組んでいきます。
- ⑥ 排泄委員会
- 利用者様一人ひとりの排泄の状況（量、間隔など）を観察し、体調変化を事前に察知し対応します。
  - 適時で陰部洗浄を実施し、利用者様が快適かつ清潔に過ごしていただけるように努めます。
  - 利用者様個別の排泄方法を元に皮膚状態を考慮した排泄用品が使用できるように適宜見直しを行います。
- ⑦ 入浴委員会
- 利用者様が安心・安全に入浴していただけるような入浴介助を行います。ゆず湯やしょうぶ湯等季節の行事を取り入れた入浴を提供し、入浴を楽しむ機会としていただけるように取り組みます。



- 利用者様の身体と精神状態を考慮した入浴介助を行います。また、他部署とも連携し全身の観察と早期異常発見に努めます。
  - 入浴を嫌がられることなく入っていただけるような工夫を行います。体調等により中止になった場合でも清拭と更衣を行い、清潔を保ちます。
- ⑧ 口腔ケア委員会
- 全利用者様の口腔ケアを実施し、看護師と連携して誤嚥性肺炎の予防と口腔内の清潔を保ち、口腔内の病気の予防に努めます。
  - 口腔内を清潔に保つことにより利用者様が美味しく味わいながら食事ができるようにし、健康維持が出来るように取り組みます。
- ⑨ サービス向上委員会
- 利用者様一人ひとりの人格を尊重するとともに施設で生活をしていく上で、日々の状態の変化に合わせた介護サービスを提供できるようにします。
  - より良い生活を送っていただけるように生活全般において傾聴、観察を行い、何を必要としどのようなサービスを提供できるのかを日々検討していきます
  - 内部研修（不適切ケア）の開催により日々の業務の振り返りを行うことによって反省点や改善点を洗い出し、今後の業務に反映できるようにします。
- ⑩ 環境整備・非常災害対策委員会
- 日々生活していく中で不備のある備品等があれば早急に対応し、快適な生活を送っていただけるよう努めます。
  - 車椅子の整備不良や汚れた物品等を放置することなく整備、清掃を随時実施するとともに施設の備品を丁寧に扱うことを徹底します。
  - 時期に合わせた備品を準備し、利用者様に気持ちよく過ごしてもらえるように努めます。
  - エアコン・加湿器等のシーズン終了後は、次期使用の為に掃除を行いすぐに使えるよう維持管理していきます。
  - 年間2回の消防訓練及び災害時に備えた1.17の備蓄食の試食や防災マニュアルの見直しを行い、防災点検及び防災訓練を行います。また地域防災コミュニティへの参加や災害用機器の確保や備品の整備、関係機関への連携体制の整備を行い、防災意識の向上に努めます。
- ⑪ ターミナル委員会
- 西神の里において終末期を迎える利用者様に「その人らしい生活」を最期の時まで過ごしていただけるようにするために何が必要なのかを検討し、準備、改善していきます。
  - ターミナル期を迎えた利用者様の苦痛を和らげるよう、日々こまめに観察

を行い、状態の変化に各部署間で連携し対応します。

- 利用者様が最期まで尊厳を保ち、安らかな気持ちで過ごせるように支援します。

#### ⑫ 広報委員会

- 西神の里ホームページ内のブログコーナーを積極的に活用し、行事等の活動と地産地消への取り組み、地域での交流等についてアップロードを行うことにより幅広く広報活動を行います。
- 社会福祉法人の情報開示が義務付けされ、ホームページにおいても開示していますが内容の充実を図るべく、ホームページの見直しを行い、閲覧件数が増えるような内容を検討します。

#### ⑬ ワクワク委員会

- 魅力のある職場になるには職員が何を希望し何を求めているのか委員会活動において把握し、実現可能なことを実践することで西神の里に勤めてよかったと思えるような職場を目指します。
- 職員の定着と新しい人材の確保を目指すよう、処遇面の充実や職員教育、福利厚生についての検討、慰安や懇親によって円満で円滑な職場環境になるように努めます。

#### 人事考課会議

- 人事考課制度を導入し、制度の浸透とその機能について職員に理解され、職員自身の目標設定を管理者との面談を通して設定することで明確化されてきており、有効に機能してまいりました。人事考課制度をより充実したものにすべく人事考課会議を開催し、管理職員全員が所属部署関係なく西神の里の職員ひとりひとりを支えていくシステムとして活用できています。またキャリアパスによるキャリアアップも可能となることから、職員がますます働き甲斐のある職場になるように努めてまいります。

### 3. 施設介護サービスの基本

#### (1) 安全で快適な生活に向けての援助の実施

- ① 利用者様個々の身体状況や精神状況に応じた個別対応を行い、いかに快適に過ごしていただけるかを日々検討し援助していきます。
- ② 利用者様のニーズの把握によりケアプランの立案を行い、個別援助にて利用者様はもちろん家族様も満足していただけるような援助を行います。

#### (2) 利用者様の情報共有

介護職員間での情報共有はもちろんのこと、看護、相談職との情報共有を行い、ご家族様への情報提供及び外部関連部署への情報提供を実施し、正確かつ

迅速な対応を心掛けるとともに個人情報保護にも留意していきます。

(3) 苦情や相談の対応

苦情や相談の対応は、迅速かつ丁寧な対応を行います。また貴重な意見として受け止め、施設の対応方針を決定します。決定した対応方針は全職員に周知徹底し、統一した対応を実施します。

(4) 施設サービス計画

新入所決定時には暫定ケアプランの立案を行い、1か月後にカンファレンス開催しケアプランの決定にて同意を得た上で実施します。また、入所以降は6か月に1回の定期的なカンファレンス開催にて施設サービス計画の見直しを実施し、ケアプランを決定、同意を得た上で実施します。この他に利用者様の退院時及び状態の変化のあった場合には随時カンファレンスを開催し、ケアプランの変更決定、同意を得た上で実施します。利用者様および家族様の介護や生活に対する意向を伺い、何ができるのかをまた、死亡退所された場合には偲びのカンファレンスを開催し、故人を偲ぶとともによかったことや、できなかったこと等の意見を集約することで他の利用者様へのサービスに反映できるようにすることと、職員の励みやスキルアップが図れる機会とします。

(5) 施設サービスの提供姿勢

利用者様は人生の大先輩であり、お客様であることを認識してその利用者様との会話が如何なる状況であっても敬語もしくは節度のある言葉で対応することが援助職者として当然の義務であることを周知徹底し、言葉遣いの重要性を再教育する機会を設け、職員の質の向上を目指します。

4. 介護職員業務

- (1) 利用者様個々の人間性を尊重し、個別ケアに重点をおいて利用者様が安心してその人らしい生活を送ることができるように支援します。
- (2) 季節感を味わえるような行事の実施と誕生日には外食・外出支援を行い、心が豊かで楽しみのある生活を送っていただけるようにします。
- (3) 人権・人格を尊重した援助を日々実践し、利用者様に信頼していただけるような関係性を目指すこと。また、日々の生活を安心して過ごすことができるような環境を提供します。
- (4) 職員は日々介護技術の向上に努め、介護の専門性を高めた上でより良いサービスを提供します。

5. 医療職員業務

(1) 健康の保持と医療機関の確保

- ① 利用者様の現病や既往症の把握を行い、各種検査の実施の結果により必要に応じて主治医の所見を伺い、病状改善に努めます。

- ② 嘱託医および協力医療機関との密接な情報共有を行い、また積極的にその他の医療機関との連携に努め、利用者様が必要とする医療提供が十分に確保できる体制の整備強化に努めます。
- (2) 普段から利用者様の健康状態を把握し、日常の看護、介護を通して情報共有により早期な異常発見・速やかな対応に努めます。
- (3) 感染症対策・褥瘡対策委員会と連携を図り、マニュアルに沿って施設職員への感染症に対する知識・対応策の教育を実施します。
- (4) 看護師による夜間オンコール体制により利用者様の異常への対応の指揮をとると共に、救急時の連絡体制の確保、緊急時想定教育を実施します。
- (5) 看取り期にある利用者様及び家族様の意思を尊重しながら多職種で協働し、安らかな最期が迎えられよう支援するため介護職員への指導（西神の里におけるターミナルケアの概念・医療的な知識）をしていきます。

## 6. 相談員業務

- (1) 利用者様の生活全般における状況を把握し、ご家族様との連絡を密に行います。報告すべき事項が発生すれば速やかに報告するとともに、相談や苦情に対しても迅速かつ丁寧に対応します。
- (2) 利用者様の入退所や入退院においてもご家族様や各関係機関との連携を図り、利用者様本位の対応により安定した入所生活を目指します。
- (3) 関連機関との定期的かつ継続的な情報共有を行うことによって、利用者様にとって必要な時に必要な社会資源が提供できるような連携体制を築き、ニーズに応えられるように努めます。
- (4) スムーズな入所ができるよう事前に新規入所者との面談や家族様や関係機関との連携に努め、各部署への情報提供を行います。
- (5) サービス担当者会議のご家族様の出席率を70%の目標とし、家族様との関係性を深め、意向について真のニーズを把握した上でケアプランに反映できるように努めます。

## 7. 栄養管理

- (1) 医師、看護師、介護支援専門員、相談員、介護士、管理栄養士が連携し、ご利用者様の個々にあった栄養ケアを行う。その為に、管理栄養士による栄養状態の把握、評価を行い他職種に情報を発信する。多職種と協力し、ご利用者様の個々にあった栄養マネジメントを行います。
- (2) ご利用者様の生活の中で楽しみとなり、支えとなる食事の提供を目指します。天ぷら実演、バイキングやすき焼きなどのイベント食に加え、日頃からご利用者様とコミュニケーションをとり、ご利用者様のリクエストに応えた食事を提

供します。また、夏祭りやお正月のお食事会といったご家族様にも参加して頂き、ご利用者様との時間を過ごして頂けるイベントを継続します。

- (3) 食材は、出来る限り国産のものを使用し、使用する食材の6割以上が国産となる様に給食委託会社と連携します。また、地産地消の取組みとして、農協と連携をとり、地元で獲れた米や野菜を使用します。
- (4) ご利用者様の個々について知る取組みとして、ご利用者様と一緒に昼食作り、おやつ作りを継続し、たくさんの方が参加して頂けるよう職員と協力します。
- (5) ターミナル期を迎える時期にも、充実した食事の提供ができる様、日頃のコミュニケーションを大切にし、ご利用者様の嗜好の把握に取り組みます。
- (6) ご利用者様に家庭と変らない雰囲気、食事をより美味しく召し上がって頂くために、陶器食器の使用に取り組んでいきます。
- (7) 毎日、安心・安全な食事提供が出来る様、衛生管理に徹底します。

#### 機能訓練

- (1) 対象利用者様毎に可能な限り自立を目指した機能訓練計画を作成し、効果の確認を行いながら日々の生活に即した機能訓練を実施します。
- (2) 機能訓練を希望しない利用者様や機能訓練を実施することによって機能回復や維持の可能性があると判断される利用者様には、レクリエーション等を通じて楽しく参加できるような機会や日常生活で可能な機能訓練を行い、機能の回復や維持及び減退予防を目指します。

#### 8. 社会資源の活用及び社会資源として施設の提供

- (1) 積極的な各種ボランティア団体や個人でのボランティアの受け入れを実施します。また、定期的に受ける側と受け入れる側の意向確認を行い、双方が充実した結果が得られるような活動となることを目標とします。
- (2) 近隣地域での各種活動の支援や施設行事等を通じて地域住民が参加しやすいような働きかけを行います。また、増築部分に地域コミュニティーカフェを設けることにより地域住民の方が気軽に施設に足を運んでいただけるようにし、開放された施設にします。
- (3) 地域における各種事業所との連携を行い、社会資源として当施設を利用していただくことにより地域への還元と貢献になるようにしていきます。

#### 9. 終末期から看取りケア

- (1) 老人福祉法により、特別養護老人ホームは「終の棲家」とされています。利用者様はさまざまな事情により施設に入所され、いずれは終末期を迎えることとなります。利用者様はそれぞれ持病があり、また新たな病気を発症されることに

- より治療を受けても回復の見込みが無い場合があります。そのような利用者様に対しご家族様の意向や同意を得た上で、(看取り)ターミナルケアを実施します。
- (2) 新入所時とケアカンファレンス開催時に家族様へ意向確認を行います。主治医によりターミナルケア期と判断された場合には主治医より病状の説明を行い、現在のお気持ちを確認した上でターミナルケアをご意向とされる利用者様へのターミナルケアを実施します。
  - (3) ターミナルケア開始時には、利用者様が最後まで尊厳を保ち、安らかな気持ちで過ごすことが出来るように支援し、ケアを実施します。たとえ回復することが期待できない状況でも残された時間をできるだけ身体的・精神的苦痛を緩和し、その人らしい人生の最期を迎えられるように支援していきます。
  - (4) また、ご家族様の気持ちを理解し支え、悲しみや苦しみを分かち合うための支援をします。そのため、ご家族様には病状の説明を随時行いご意向に沿ったお世話を職員一同、誠意をもって行います。
  - (5) ターミナルケア実施時にはご家族様が利用者様に寄り添いやすい環境づくり(個室での対応等)や配慮を行い、当施設で終末を迎えることができよかったですと思っただけのような対応を行います
  - (6) ターミナルケア終了後には偲びのカンファレンスを開催し、入所前からターミナルケア期におけるケアの実施の反省としてどのようなケアを実施できたのか、何ができなかったのかを各職員が意見を出し、今後のケアに生かせる機会とします。

## 10. 年間行事計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全体行事	お花見	しょうぶ湯 母の日	父の日	七夕	夏祭り	敬老会		運動会	クリスマス会 ゆず湯	初詣	節分	ひな祭り
グループ行事	お花見	春の遠足					秋の遠足	すき焼き	お餅つき 忘年会	新年会	鍋パーティー	
食事イベント	天ぷら実演		バイキング	デザート バイキング			オードブル		クリスマス メニュー	おせち料理 食事会		握寿司 バイキング
お誕生日	第3水曜日 外食	第3水曜日 外食	第3水曜日 外食	第3水曜日 外食	第3水曜日 外食	第3水曜日 外食	第3水曜日 外食	第3水曜日 外食	第3水曜日 外食	第3水曜日 外食	第3水曜日 外食	第3水曜日 外食
おやつクラブ	第1水曜日		第1水曜日		第1水曜日		第1水曜日		第1水曜日		第1水曜日	
料理クラブ		第1水曜日		第1水曜日		第1水曜日		第1水曜日		第1水曜日		第1水曜日
壁画クラブ	春の壁画			夏の壁画			秋の壁画			冬の壁画		
園芸クラブ		花壇植替え 夏野菜を植える		夏野菜収穫	夏野菜収穫	夏野菜収穫	冬野菜を植える	花壇植替え 芋ほり	正月花飾り 冬野菜収穫	冬野菜収穫		
書道クラブ	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回

11. 各委員会活動及び会議

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
身体拘束ゼロ委員会	第4火曜日	第4火曜日	第4火曜日	第4火曜日	第4火曜日	第4火曜日	第4火曜日	第4火曜日	第4火曜日	第4火曜日	第4火曜日	第4火曜日
事故対策委員会	第1火曜日	第1火曜日	第1火曜日	第1火曜日	第1火曜日	第1火曜日	第1火曜日	第1火曜日	第1火曜日	第1火曜日	第1火曜日	第1火曜日
感染症対策 褥瘡予防委員会	第3火曜日		第3火曜日		第3火曜日		第3火曜日		第3火曜日		第3火曜日	
胃ろう・吸引 安全管理委員会		第3火曜日		第3火曜日		第3火曜日		第3火曜日		第3火曜日		第3火曜日
食事委員会	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回
排泄委員会	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回
入浴委員会	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回
口腔ケア委員会	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回
サービス向上 委員会	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回
環境整備 災害対策委員会	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回
ターミナル 委員会	第4火曜日		第4火曜日		第4火曜日		第4火曜日		第4火曜日		第4火曜日	
広報委員会		第4火曜日		第4火曜日		第4火曜日		第4火曜日		第4火曜日		第4火曜日
ワクワク 委員会			第1火曜日			第1火曜日						第1火曜日
特養職員会議	第3水曜日	第3水曜日	第3水曜日	第3水曜日	第3水曜日	第3水曜日	第3水曜日	第3水曜日	第3水曜日	第3水曜日	第3水曜日	第3水曜日
通所職員会議	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回
定例会議	毎週火曜日 午後1時	毎週火曜日 午後1時	毎週火曜日 午後1時	毎週火曜日 午後1時	毎週火曜日 午後1時	毎週火曜日 午後1時	毎週火曜日 午後1時	毎週火曜日 午後1時	毎週火曜日 午後1時	毎週火曜日 午後1時	毎週火曜日 午後1時	毎週火曜日 午後1時
食事会議	第4火曜日	第4火曜日	第4火曜日	第4火曜日	第4火曜日	第4火曜日	第4火曜日	第4火曜日	第4火曜日	第4火曜日	第4火曜日	第4火曜日
入所判定 委員会	第4火曜日	第4火曜日	第4火曜日	第4火曜日	第4火曜日	第4火曜日	第4火曜日	第4火曜日	第4火曜日	第4火曜日	第4火曜日	第4火曜日
内部研修		事故対策		高齢者虐待 感染症		接遇・マナー		看取りケア			高齢者虐待 感染症	法令遵守 個人情報保護
新人職員研修	随時(虐待研修)	随時(虐待研修)	随時(虐待研修)	随時(虐待研修)	随時(虐待研修)	随時(虐待研修)	随時(虐待研修)	随時(虐待研修)	随時(虐待研修)	随時(虐待研修)	随時(虐待研修)	随時(虐待研修)



### Ⅲ 短期入所生活介護

#### 1. 重点目標

- (1) 短期間の定期利用の方を多く利用に繋げ、特養空床利用を含め目標稼働率を105%とします。
- (2) 加算取得に当たり、継続的に加算取得条件を満たしているか精査してから請求業務に着手します。また、その根拠書類を整え保存管理を行います。
- (3) 加算取得していたものが加算条件を満たさなくなった場合は、関連書類の変更をして関係官庁に遅滞なく届出を実施します。また、利用者様や居宅介護支援専門員にこの旨の説明を実施してからサービス提供を開始します。
- (4) 特養相談員との連携を図り、特養入所候補者としての推薦や特養入院者の空床ベッドの有効利用に努めます。
- (5) ショートステイとデイサービス共通の利用者様の情報を共有する事により、どちらのサービスを利用された場合にも統一された個別対応サービスを提供出来る様に努めます。
- (6) 特養の行事計画と連携して充実した余暇を過ごしていただくようにします。
- (7) 現在利用者していただいている利用者様のケアマネジャーやご家族様に利用状況や伝達等密接連携に努め、意向も常に把握し継続的利用を維持します。  
また、他の居宅介護支援事業所のケアマネジャーに空き情報を伝え、利用希望の新規利用者様の開拓を行い、空床の有効利用に努めます。
- (8) 利用者様の所持品の「忘れものゼロ」を目指します。

#### 2. 短期入所生活介護サービスの基本

利用者様に対して、お客様であることを念頭に置き、丁寧な言葉かけ、和やかな雰囲気を保ち、安全で質の高いサービスを提供することは当然であり、利用者様が在宅生活を継続出来るように利用者様や家族様の意向を確認して常に利用者様の立場に立った支援を行います。

#### 3. 受付業務について

- (1) 利用依頼があれば担当部署でなくても利用についての情報が提供できる体制を整え、できるだけ迅速な対応を心掛けます。
- (2) 利用依頼があれば、家族様やケアマネジャー等からの情報提供のみならず必ず本人様及び家族様との面接を行ってから利用を実施します。
- (3) 利用決定後においても利用当日まで家族様やケアマネジャー等との連絡を密にして利用を実施します。
- (4) 医療度の高いケースや困難事例の場合には関係部署との検討会をもち受入決定をします。

#### 4. 苦情対応について

苦情の対応は貴重なご意見として受け止め、迅速かつ丁寧な対応を心がけ、施設の対応方針を早急に決定します。

#### 5. 介護職員業務

- (1) ケアマネジャーが作成したケアプランに基づいて、短期入所生活介護相談員が短期入所生活介護サービス計画を作成し利用者様及び家族様の同意を得て介護者によってサービス提供方法が異なることが無いように統一されたサービスを提供します。
- (2) 利用者様とのコミュニケーションを大切にし、そこから利用者様の課題やニーズを見つけだし個々に合った対応を行います。
- (3) 食事・入浴・排泄などの日常生活を、身体・精神状況を踏まえ、残存機能を発揮出来るように工夫し安全に安心して過ごして頂けるように支援します。

#### 6. 医療処遇

- (1) サービス利用前の面接及びケアマネジャーからの健康状態の情報を面接者が利用者様のフェイスシートとして作成し、介護部門・看護部門・栄養部門他全職員が共有します。
- (2) 日常介護を通じて知り得た情報を看護部門に報告して健康状態の異常の有無を把握し、早期発見・早期対応に努めます。
- (3) 入所当日及び入浴前に健康チェックを実施し、常に状態を観察して異常があれば利用者様の主治医へ報告をして指示に従い対応します。この旨を家族様やケアマネジャーに報告します。

#### 7. 栄養管理

- (1) ご利用者様の日頃の食事習慣や嗜好を最大限に考慮した食事提供を行い安心してお過ごしいただけるように配慮するとともに、栄養的に計算された食事提供を行う中で健康の推進を図ります。
- (2) 地産地消の取組みとして、地元で収穫された新鮮で安全な米や野菜類を使用し、ご利用者様の健康に役立てます。
- (3) 提供する食事については、献立にご利用者様のご要望（食材・量・盛り付け・色合い・季節感など）を反映できるように給食委託会社と連携し取り組んでいきます。
- (4) バイキングやイベント食など、ご利用者様の生活の中で楽しみとなる食の提供を目指します。また、陶器食器を使用できるように給食委託会社と連携し取り組んでいきます。

## 8. 機能訓練

- (1) 利用者様又は家族様の依頼により実施することを基本としますが、利用中に機能訓練が必要と思われる際には利用者様・家族様・ケアマネジャーに提案し、同意を得た上で実施します。
- (2) 当施設の機能訓練指導員を中心に介護職・医療職・利用者様・家族様・ケアマネジャーと相談の上で機能訓練計画を作成して計画に基づき訓練を行い、身体機能の維持・向上に努めます。

## 9. 送迎

- (1) 送迎時間や交通ルールを遵守し、余裕をもった運転で安全かつ快適な送迎となるように努めます。
- (2) 大型車両による複数の利用者様の同時送迎を実施する場合や見守りが必要な利用者様の場合等、状況に応じて添乗員を配置します。
- (3) 送迎時間については、前日に家族様・本人様と相談の上決定し、送迎を行います。

## IV 通所介護

### 1. 重点目標

- 平均稼働率を90%を目標とします。
- ケアマネジャーが作成するケアプランに基づいた通所介護計画を作成し、適正なサービスとご利用者の立場に立ったサービスを提供します。
- ご利用者及びご家族の各種相談に応じ、信頼関係の構築を図り、安心して在宅生活が続けられるように支えていきます。また、可能な限り最期の時までデイサービスを利用継続していただき、ご家族様の介護負担を軽減と西神の里デイサービスを利用して良かったと思っただけけるよう努めます。
- どのような状態の利用者様（高い介護度、重度の認知症）でも利用していただけるように職員のスキルアップを図ります。

### 2. 取組み内容

- ① 食事代390円（おやつ込み）の継続。
- ② 夕食希望のあるご利用者への夕食の提供の継続。
- ③ 職員のレクリエーション技術の向上による内容の充実。
- ④ ご要望に応じて柔軟な利用時間の対応。
- ⑤ 外出レクとして、デイサービス以外は外出できない方を中心に職員と一緒に「外出訓練」を目的とした四季の花々の鑑賞や金銭感覚を損なわないような買い物外出など、外に出かけることへの意欲の向上、きっかけになるようにします。
- ⑥ 楽しくできるリハビリの企画。
- ⑦ 柔整師による無料マッサージの継続。
- ⑧ 日常生活動作の中での生活リハビリテーションの実施。
- ⑨ DVDや音楽を活用したリズム体操。
- ⑩ 遊び感覚でできる手指の運動。
- ⑪ 園芸療法として、気候のいい日は畑まで散歩し、種まき、水やり、収穫、ま

た、収穫した野菜の試食を行います。

- ⑫ 手芸クラブで、座布団カバーなどデイサービスで使用するものや飾り、小物作りなど職員と一緒に作成、地域の文化祭に出品することにより創作意欲の向上を目指します。
- ⑬ 喫茶コーナーにて居心地の良い空間にてゆっくりとくつろいでいただけるスペースを活用します。また、入浴待ちの際にもビデオを上映し楽しめる空間作りを行います。
- ⑭ 洗濯サービスを継続します。有料化を検討しています。

### 3. サービス提供方針

- ケアプランに基づいた通所介護計画書を作成し、計画に基づき統一したケアサービスを提供します。
- ご利用者様、ご家族様のご要望に応じ、自宅で毎日をより元気に過ごす事ができるようにします。
- 認知症（高齢者）、精神的ケアの充実と身体的機能の維持と向上を図ります。
- 職員間の連携（報告・連絡・相談）の徹底を図ります。
- 無駄を省き、業務の効率を上げ、利用者様との時間を大切にします（経費の節減に努めます）。
- 神戸市認知症介護実践研修に参加し、職員のスキルアップを図ります。

ご利用者様の意思及び人格を尊重し、心身機能の維持向上を図り、在宅生活を支援するとともに、デイサービスで社会との交流をすることにより孤立感を解消し、豊かな毎日となるように援助します。

### 4. 栄養管理

- (1) ご利用者様に満足していただける食事の提供を目指します。
- (2) 地産地消の取り組みとして、地元で収穫された新鮮で安全な米や野菜類を使用し、ご利用者様の健康に役立てます。
- (3) お菓子作りレクリエーションなどを通してご利用者様との交流を深め、“ご

利用者様を知る”とともに献立作成業務に反映させ、食事に関する行事やレクリエーションがデイサービス参加への楽しみの一つとなっただけのように努めます。

- (4) 適時適温の食事を提供するため、料理によってはデイサービスでの配膳や盛り付けを今後も継続して実施します。また、陶器を使用し、ご家庭と変わらない雰囲気でご飯を召し上がっていただきます。

### 【業務内容】

8 : 30	送迎
9 : 20~9 : 30	ご利用者到着 バイタル測定、水分補給
9 : 50~	入浴、整容、ティータイム
11 : 40~	ラジオ体操、嚙下体操
12 : 00~	昼食
12 : 45~14 : 00	静養、自由時間
13 : 30~15 : 00	レクリエーション、創作活動
15 : 00~	おやつ
15 : 30~16 : 30	脳活性プログラム、ご要望者への個別機能訓練
16 : 30~17 : 00	機能訓練体操
17 : 00~	送迎
17 : 30~18 : 00	清掃、翌日の準備、記録、ミーティング

### 【年間行事計画】

4月	お花見、ボランティア
5月	しょうぶ湯、ボランティア
6月	遠足、ボランティア
7月	七夕祭り、ボランティア
8月	夏祭り、ボランティア
9月	敬老会、外食、ボランティア
10月	運動会、ボランティア
11月	遠足、岩岡町文化祭、ボランティア
12月	クリスマス会、ゆず湯、餅つき、ボランティア
1月	初詣、新年会、ボランティア
2月	節分、ボランティア
3月	ひな祭り、ボランティア

## VI 居宅介護支援事業

### 1. 重点目標

(1) 目標受託件数を要支援14件、要介護21件の70%とします。

29年度は稼働率が62.2%で前年度の65.9%も下回る状態になってしまいました。新規ケースの紹介を岩岡あんしんすこやかセンターや西神の里デイサービスからの紹介を受けましたが稼働率アップには至りませんでした。今年度も引き続いて病院の地域医療連携室や居宅介護支援事業所、介護老人保健施設へ直接足を運んでの情報提供や連携に努め、受託件数のアップに努めます。

(2) ケアマネジメントの充実

#### ① アセスメント

利用者様や家族様の状況について、常に変化があるものという認識を持ちながら適宜アセスメントを実施することにより利用者様の状態像を把握するようにします。

#### ② ケアプランの作成

アセスメントで抽出した状態像を元にケアプランを作成しますが、利用者様・家族様の意向を取り入れた上で専門職としての見解も含めたケアプラン作成を行い、内容の充実化・具体化を図ります。

#### ③ モニタリング

ケアプランの内容を具体化することによって、サービスの利用状況や状態変化の確認を行います。

(3) サービス担当者会議の充実

① 適切な時期（ケアプラン更新時・要介護認定変更申請時）にサービス担当者会議を開催します。

② 開催の目的を明確にするために事前に課題抽出をしておきます。

③ 関係者が欠席の場合は照会依頼をします。

④ 主治医への出欠の確認と所見の依頼を行い、医療との連携を図ります。

⑤ 利用者様、家族様、サービス事業者等の参加で課題をチーム全員が共有し、支え合っている実感を持って頂けるようにします。

⑥ 会議の記録作成時には、本人様や家族様の意向・主治医の見解などを記載し、チーム全体で把握しやすいようにします

(4) 継続的なケアマネジメントの充実

どのような目標をもってサービス利用するのかを明確にし、利用者様、家族様、サービス事業所等にサービス担当者会議を通じて周知します。利用者様の状態の変化に応じて継続的に適切なサービスが提供されるように支援し、入退院を繰り返す場合でも病院の地域医療連携室との連携を図り、継続



的なケアマネジメントが実施できるように努めます。特に退院時は大きな状態変化が考えられることから病院への訪問等による状態の確認と病院内でのカンファレンスに積極的に行い、ケアプランの見直しを行います。

#### (5) 総合事業における受託

介護保険制度改正により要支援者への支援が平成29年度より神戸市総合事業へ順次移行されています。新しく介護予防ケアマネジメントの類型や関連様式が定められ、介護予防ケアマネジメント研修を受講した上で介護予防ケアマネジメントを行っています。岩岡あんしんすこやかセンター等と連携を密に行い、総合事業への対応を行っています。また、他地域からの総合事業についても各自治体や地域包括支援センターと連携を行い、対応していきます。

## 2. 支援の基本

- (1) 介護保険制度の理念を旨とし、要介護者である利用者様が尊厳を持って、自立した生活を営めるように、介護サービスを利用して健康保持増進・能力向上維持に努めます。
- (2) 利用者様の自己決定権の尊厳、自分らしい望まれる生活の継続及び自立支援を念頭におき、利用者様の意向を確認し、専門職としての視点で利用者様が望む生活に近づけていくよう支援します。
- (3) 利用者様の自立支援に資する適切なケアプランを作成し、プランに添ったサービスが提供されるよう介護保険適用のフォーマルサービスだけでなく、インフォーマルサービスや家族の支援の位置づけを考慮し、望まれる生活が維持できるよう支援します。
- (4) 運営基準を遵守し、信頼される事業の展開をしていきます。
- (5) 公平・中立性

居宅介護支援事業所が施設に併設されている為、サービスが偏りがちにならないように利用者様の立場からサービスを検討していき、利用者様およびサービス事業者との関係において、公平・中立の立場でサービスを検討します。

利用事業所選定の際には利用者様の希望を伺い、希望事業所の有無を確認します。また、利用者様の希望がなければ条件に合う事業所をピックアップし、その中からお試し利用等活用しながら事業所を決定します。

## V 高齢者生活福祉センター

### 1. 運営方針

当事業は、平成30年3月末で定員20名のところ、在室7名になっています。在室7名の入所者様の年齢・介護度・入所期間等は以下の表—1のとおりです。

表—1

入所者	年齢	介護度	入所年数	入所年月日	特養入所
1	85	要介護4	17年	H13.4	可
2	88	要支援2	7年11ヶ月	H22.3	不可
3	89	要介護5	17年	H13.4	可
4	96	要介護2	17年	H13.4	可（特例優先）
5	98	要支援2	12年10ヶ月	H17.6	不可
6	97	要支援2	10年4ヶ月	H19.11	不可
7	100	要介護1	11年7ヶ月	H18.9	可（特例優先）

高齢者生活福祉センターの委託費は、表—2の様になっております。

表—2

入所人数	11人～20人	6人～10人	1人～5人
委託金額	1319万	836万	649万

今後、特養化に向けての移行計画は**要介護2の方の特例入所の適用**（ショートステイ利用での入所待機は、限度額超による自費発生が多額となる為）を受け特養入所とし、要介護4・要介護5の方は一旦ショートステイ利用をしながら現在特養の空き次第随時入所とします。この時点で一期工事の着工が可能となります。

（5月頃）

残りの要支援2の3名・要介護1の方については当分間、規模を縮小した高齢者生活福祉センターにて在住して頂きます。この方についても要介護状態になれば特例入所の適用を受けて随時特養入所して頂き全員が特養入所及びショートステイ待機となった時点で二期工事を着工して高齢者生活福祉センター事業の完全廃止を計画しています。